

環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成21年4月24日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）条例第35条に基づき、「(仮称)久地プロジェクトに係る事後調査報告書（供用時その3）」の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	事後調査実施者	株式会社長谷工コーポレーション 東京都港区芝二丁目32番1号 代表取締役社長 岩尾 崇
	指定開発行為の名称	(仮称)久地プロジェクト
	指定開発行為の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第2種行為） ・住宅団地の新設（第2種行為） ・工場又は事業所の新設（第2種行為） ・大規模建築物の新設（第1種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市高津区久地三丁目200-2ほか 区域面積：約52,900㎡
	指定開発行為の目的	新聞印刷工場、共同住宅等の建設
	指定開発行為の内容	計画戸数：855戸、計画人口：2,682人、最高高さ：約60m 建築面積：約6,000㎡（新聞印刷工場）、約12,100㎡（共同住宅・商業施設等）、約500㎡（老人いこいの家・保育園） 延床面積：約15,200㎡（新聞印刷工場）、約99,700㎡（共同住宅・商業施設等）、約1,000㎡（老人いこいの家・保育園）
	事後調査の項目等	建造物の存在に伴う風環境への影響
	環境影響評価の手続経過	平成16年5月12日 条例環境影響評価準備書公告 平成17年1月6日 条例環境影響評価書公告
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成21年4月24日（金）～平成21年5月25日（月） （土曜日、日曜日等閉庁日は除く。ただし、高津区役所では第2・第4土曜日の午前中も縦覧を行います。） 時間：午前8時30分から午後5時まで
	縦覧場所	高津区役所及び本庁（環境局環境評価室）
	意見書の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・縦覧中の事後調査報告書に記載された内容が条例環境影響評価書に記載された内容又は指定開発行為の施行中若しくは完了後の状況と明らかに異なると認める方で、環境の保全の見地から御意見を有する方は、次の期限までに、市長に対し、意見書を提出することができます。 ・提出された意見書は個人情報伏せて、その写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限：平成21年5月25日（月） （郵送の場合は、5月25日消印有効） 提出先：川崎市環境局環境評価室 意見書の用紙：それぞれの縦覧場所に用意してあります。
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044（200）2156 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm